

外国人留学生への食料支援プロジェクト 実施要領

1 事業内容

新型コロナウイルス感染拡大によってアルバイトの離職や仕送り減少など生活が困窮している留学生に対し、食料支援を行う。

2 食料寄贈者

県民、企業、団体等

3 支援対象者

福岡県内在住の私費留学生（在留資格が「留学」の者）

4 支援する食料

お米、即席麺、レトルト食品、缶詰等

5 支援の流れ

(1) 食料の寄贈

県民、企業、団体等から（公財）福岡県国際交流センター（以下「センター」という。）に食料を寄贈していただく。

① 受入条件

- ・受入可能な食料は以下の条件を満たすもの。
 - 常温で保存できるもの（生ものを除く）。
 - 未開封のもので、包装が破損していないもの。
 - 賞味期限が明記され、期限が2か月以上先のもの。
 - お米は精米から2年以内、5kg以内のもの。
- ・条件を満たさず送付されたものは、寄贈者承諾のもと廃棄する。

② センターでの受入方法

- ・受入期間：7月13日（月）～12月15日（火）

<食料受入スケジュール>

回数	食料受付期間	発送予定
第1回	7月13日（月）～ 8月14日（金）	8月末発送
第2回	8月17日（月）～ 9月15日（火）	9月末発送
第3回	9月16日（水）～10月15日（木）	10月末発送
第4回	10月16日（金）～11月13日（金）	11月末発送
第5回	11月16日（月）～12月15日（火）	12月末発送

- ・受入窓口：福岡県国際交流センター 企画交流部
〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡8階
TEL/092-725-9204 FAX/092-725-9205 E-mail/shokuryoshien@gmail.com
- ・受付時間：平日9:00～17:00
- ・送付又は直接持ち込み。送付の場合、送料は寄贈者負担。着払いの場合は受取りをお断りする。

- ・食料の安全性を考慮し、匿名での寄贈はお断りする。
- ・大量の寄贈を検討している場合は、事前に電話連絡をお願いする。

③ その他

- ・寄贈者名、寄贈された食料の内容等について公表する。公表を希望しない場合は、事前にセンターに連絡をお願いする。

(2) 留学生からの支援申し込み

- ・留学生各人が、センターホームページから、Google Formにて申し込む。氏名、学校名、メールアドレス等の必要事項を入力。在留カード（両面）の添付が必要。

- ・配布定員は毎月100名

- ・申し込みは一人1回までとする。

- ・申込期間 第1回目は8月3日（月）～14日（金）

以降、毎月初旬～中旬まで（12月15日（火）まで）

(3) 食料の配布

① 配布方法

- ・センターは、寄贈いただいた食料を仕分けし、事前に大学や日本語学校等（以下「学校等」という。）関係機関と調整の上、申し込みがあった留学生が所属する学校等に送付する。留学生は学校等を通じて食料を受け取る。ただし、場合によっては留学生宅にセンターが直接送付する。

- ・学校等に送付する際、該当する留学生にその旨をメールで通知する。留学生は学校等の担当窓口で受け取る。

② 配布する食料の内容

- ・食料は寄贈によるもののため、内容や量は配布の都度異なる。

- ・受け取る食料を指定することはできない。

- ・アレルギー対応等はしていないので、受取り後、必ず確認すること。

③ 申込月の末日までに発送予定。

(4) その他

- ・受け取った食料を転売することはできない。

- ・寄贈された食料の収集状況によっては、配布までに時間がかかる場合がある。

6 食料配布の頻度

寄贈を受けた食料は、学校等ごとに取りまとめの上、月1回をめぐりに送付する。

7 実施期間

令和2年7月13日（月）～令和2年12月28日（月）

8 問い合わせ先

公益財団法人福岡県国際交流センター 企画交流部

TEL/092-725-9204 FAX/092-725-9205 E-mail/shokuryoshien@gmail.com